

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障がい福祉総合事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、障がい福祉総合事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和3年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉総合事務
②事務の概要	<p>寒川町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の支給申請受理及び支給決定処理 ・障がい福祉サービスの支給決定の変更申請受理及び変更決定処理 ・計画相談支援給付決定の変更申請受理及び変更決定処理 ・地域相談支援給付決定の変更申請受理及び変更決定処理 ・自立支援医療の支給認定の変更に関する事務 ・他の法令による給付との調整 ・障害支援区分認定の認定に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務 ・自立支援給付の支給等の実施に関する事務 <p>■児童福祉法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ・特例障害児通所給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ・障害児相談支援給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ・特例障害児相談支援給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 <p>■身体障害者福祉法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付、返還、変更等の申請の受理、応答 ・身体障害者手帳の台帳管理 <p>■知的障害者福祉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付、返還、変更等の申請の受理、応答 ・療育手帳の台帳管理 <p>■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳の交付、返還、変更等の申請の受理、応答 ・精神障害者保健福祉手帳の台帳管理 <p>■特別児童扶養手当法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当等の支給に関する事務 <p>※当町では、「自立支援給付の支給等の実施に関する事務」について国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>福祉総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間でデータの送受信を行うシステムのこと。なお、町と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>障害者台帳ファイル 補装具ファイル 日常生活用具ファイル 障害福祉サービスファイル 福祉手当ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条(利用範囲) 別表第一(第8,11,12,14,34及び84項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条及び第60条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第二(8、10、11、16、20、26、53、87、108、109、110、116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第18条、第19条、第27条、第44条、第55条、第55条の2	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部福祉課障がい福祉担当	
②所属長の役職名	福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-5②所属長	福祉課長 藤澤 紀子	福祉課長 内田 武秀	事後	
平成30年4月17日	I-1②事務の概要	-	(文末に追加) ※当町では、「自立支援給付の支給等の実施に関する事務」について国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	
平成30年4月17日	I-1③システム名称	福祉総合システム 統合宛名システム 中間サーバー	福祉総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間でデータの送受信を行うシステムのこと。なお、町と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。	事後	
平成30年4月17日	I-4②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(10,11,16,20,25,108,109及び110の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第9条、第10条、第14条、第18条、第55条	・番号法 第19条第7号 別表第二(8、10、11、16、20、26、53、87、108、109、110、116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第18条、第19条、第27条、第44条、第55条、第55条の2	事後	
平成31年1月31日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長	福祉課長 内田 武秀	福祉課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取得者数	平成27年4月1日時点	令和2年2月1日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	I-5 ①部署	福祉部福祉課障がい福祉担当	健康福祉部福祉課障がい福祉担当	事後	
令和3年5月10日	I-7 請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8 連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(8、10、11、16、 20、26、53、87、108、109、110、116の項)	番号法第19条第8号 別表第二(8、10、11、16、 20、26、53、87、108、109、110、116の項)	事前	